

岡山県公共工事建設資材等単価決定要領

第1 総則

岡山県農林水産部及び土木部が施行する公共工事において、使用する建設資材及び土木工事市場単価、土木工事標準単価の価格決定を行う場合について適用する。

第2 優先順位及び端数処理

資材等単価の決定における、優先順位は以下のとおりとする。

- ①「公共工事及び業務委託関係の積算に使用する単価等の改定について」により通知する単価（県統一単価）
- ②物価資料（建設物価・積算資料・土木コスト情報・土木施工単価等）
- ③見積り

ただし、別に定める場合は特別調査を実施し単価を決定する。

なお、物価資料、見積り及び特別調査における単価の端数処理については下表による。

1,000 円未満	1 円未満切り捨て(1 円単位)
1,000 円以上 10,000 円未満	10 円未満切り捨て(10 円単位)
10,000 円以上 100,000 円未満	100 円未満切り捨て(100 円単位)
100,000 円以上	1,000 円未満切り捨て(1,000 円単位)
土木工事市場単価	1 円未満切り捨て(1 円単位)
土木工事標準単価	1 円未満切り捨て(1 円単位)

第3 物価資料を利用する場合の注意事項

- 1 実勢価格として掲載されている場合は、原則として、卸売価格または大口価格を使用する。
- 2 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格とは異なるため使用しない。

第4 見積りによる場合の留意事項

- 1 見積りを徴取する場合は、形状・品質・規格・数量及び納入時期・場所等の条件を提示し、見積依頼を行う。
- 2 見積りは原則として3社以上から徴取する。
- 3 価格の決定にあたっては、異常値を除いた平均値とするが、価格にばらつきがある場合や異常値があった場合は適宜見積業者数を増やすなどして、適正な価格決定を行う。ただし、電気・機械設備に係る機器単体費等は、条件等を精査のうえ、最低値を採用する。
- 4 県統一単価または物価資料（以下、「県統一単価等」という。）に類似品が掲載されている場合は、類似品の見積りを徴取し、査定率（以下「類似品査定率」という。）により算定した価格を採用する。

5 見積単価の決定方法

(1) 見積業者が3社以上の場合

- 1) 県統一単価等への類似品の掲載がある場合は、類似品査定率により算定した価格の平均値とする。
- 2) 県統一単価等への類似品の掲載がない場合は、見積価格の平均値とする。

(2) 見積業者が2社の場合

- 1) 県統一単価等への類似品の掲載がある場合は、類似品査定率により算定した価格の平均値とする。
- 2) 県統一単価等への類似品の掲載がない場合は、見積価格の平均値とする。

(3) 見積業者が1社の場合

- 1) 県統一単価等への類似品の掲載がある場合は、類似品査定率により算定した価格とする。
- 2) 県統一単価等への類似品の掲載がない場合は、見積価格とする。

第5 布設費用等を含めた総合単価の採用

道路側溝等で長さによってそれぞれ製品がある場合、各規格の平均単価及び平均重量（最頻度重量）により総合単価を算定し、最も有利な価格を採用する。

また、製品の形状により土工等が著しく異なる場合は、土工費用も含めて検討する。

附則 この要領は、平成18年8月1日から適用する。

附則 この要領は、平成27年5月1日から適用する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成29年11月1日から適用する。

附則 この要領は、令和元年5月1日から適用する。

附則 この要領は、令和元年11月1日から適用する。

附則 この要領は、令和3年8月1日から適用する。

岡山県公共工事建設資材等単価決定要領の運用

- 1 岡山県公共工事建設資材等単価決定要領（以下「要領」という。）第2②「物価資料」による場合は、「建設物価」「Web 建設物価」「土木コスト情報」（（一財）建設物価調査会発行）及び「積算資料」「積算資料別冊」「土木施工単価」（（一財）経済調査会発行）の平均値を採用することとする。ただし、一方のみ掲載の場合はその価格を採用する。
- 2 要領第2②「物価資料」の掲載価格の地域が異なる場合は、原則として「岡山」→「広島」→「大阪」または、「岡山」→「中国」→「全国（本州）」の優先順位とし、より小さい地域で岡山が含まれる地域の掲載価格を優先する。
 - （例1） 建設物価 岡山 580円
積算資料 広島 530円
530円が安価であるが、地域が「岡山」である580円を採用する。
 - （例2） 建設物価 中国 580円
積算資料 広島 530円
岡山が含まれる「中国」の580円を採用する。
- 3 要領第2②「物価資料」の掲載価格の単位換算が必要な場合は、2つの物価資料の掲載価格を単位換算（小数第3位を切り捨て）した後、平均値（小数2位を切り捨て）を算出する。単価決定する際には平均値を要領第2により端数処理を行うこととする。

（例）物価資料の単位「本」を、単価の単位「m」に単位換算する場合

（1本＝5.5m）

建設物価 10,600円／本

積算資料 11,100円／本

1m当たり価格に単位換算

建設物価 $10,600 \div 5.5 = 1927.272 \rightarrow 1927.27$ 円

積算資料 $11,100 \div 5.5 = 2018.181 \rightarrow 2018.18$ 円

平均値を算出

$$(1927.27 + 2018.18) \div 2 = 1972.725 \\ \rightarrow 1972.7$$
円

単価決定

1,000円以上10,000円未満は10円未満切り捨て

1,970円／m

4 要領第2②「物価資料」の掲載価格に係数等を掛ける場合は、2つの物価資料の掲載価格に係数等を掛けた価格（小数点第3位を切り捨て）を用い、平均値（小数2位を切り捨て）を算出する。単価決定するには平均値を要領第2により端数処理を行うこととする。

（例）機械賃料の長期割引（35%）価格を算出する場合

建設物価 950円/日

積算資料 980円/日

長期割引を掛けた価格

建設物価 $950 \times (1 - 0.35) = 617.500 \rightarrow 617.50$ 円

積算資料 $980 \times (1 - 0.35) = 637.000 \rightarrow 637.00$ 円

平均値を算出

$(617.50 + 637.00) \div 2 = 627.25 \rightarrow 627.2$ 円

単価決定

1,000円未満は1円未満切り捨て

627円/日

ただし、市場単価、土木工事標準単価の単価決定は「物価資料」の掲載価格を平均し、要領第2により端数処理を行い、加算率・補正係数は決定した単価に掛けるものとする。

また、損耗率（損料率）についても、「物価資料」の掲載価格を平均し、要領第2により端数処理を行い、決定した単価に損耗率を掛けるものとする。

5 要領第2②「物価資料」で大口価格、小口価格の掲載がある場合は、原則として大口価格を採用する。ただし、以下の場合には超大口価格となるため、別途見積りや実勢価格調査等を行う。超大口価格とは、物価資料記載の取引数量以上の場合をいう。（1現場の総数である）

例	セメント	1,000t 以上
	鉄筋	200t 以上

6 要領第2③「見積り」にはメーカー等から提出されたカタログ価格表を含むこととする。

ただし、価格有効期間、納入場所及び価格区分（実勢価格・公表価格の別）を明示した文書に添付され、提出されたものに限る。（見積り依頼文書は省略可能とする。）

7 要領第2③における「別に定める場合」は次のとおりとする。

（1）橋梁用ゴム製支承

（2）資材毎の金額（単価×数量）が100万円以上（以下「高額資材」という。）

ただし、高額資材について類似品が県統一単価及び物価資料に掲載されている場合は要領第4の4によるものとする。

8 要領第2③における「特別調査」とは、県が調査機関に委託し、実勢価格を調査することである。

9 要領第4の3における「異常値」については、徴取した全ての見積価格の平均値に対し、±30%を目安とし、それを超えるものとする。

10 要領第4の4における「類似品査定率」は次式により見積業者ごとに算定する。

【類似品査定率＝類似品の掲載価格／類似品の見積価格】

なお、類似品査定率の有効数字は、少数以下3位止め（4位切り捨て）とする。

また、見積業者が2社以上の場合における「類似品査定率により算定した価格」の端数処理は1円単位（1円未満切り捨て）とし、これらから算出した平均値の端数処理は要領第2による。

「異常値」については、類似品査定率により算定した価格により判断する。

11 機械設備・電気設備等で、必要とする条件を満足しメーカーにより機器の仕様が異なり、同一メーカーの機器の組み合わせでないと作動しないものは、同一メーカーの機器を組み合わせた合計値で比較する。

12 岡山県エコ製品に認定された製品については、品質や価格等を考慮の上、優先して使用するよう努める。従来品（新材、再生品）に比べ品質・安全性・価格等が同程度ならば優先的に使用することを原則とする。「価格が同程度」とは従来品（新材）に比べ10%以内の割高までをいう。

岡山県エコ製品を使用する場合は、当初設計時に岡山県エコ製品の単価を使用し、使用しなかった場合は、従来品に設計変更することとする。

なお、現段階で汎用性のない循環資源を原料とする資材又は同項目に複数の岡山県エコ製品がない場合等は、当初設計時は従来品で設計し、岡山県エコ製品の使用は品質や価格等を考慮の上、使用承諾により設計変更することとする。

13 単価決定にあたっては、別紙1「岡山県公共工事建設資材単価決定フロー」及び別紙2「特別調査単価決定フロー」を参考とする。

附則 この運用は平成18年8月1日から適用する。

附則 この運用は平成21年4月1日から適用する。

附則 この運用は平成27年5月1日から適用する。

附則 この運用は平成28年4月1日から適用する。

附則 この運用は令和元年11月1日から適用する。

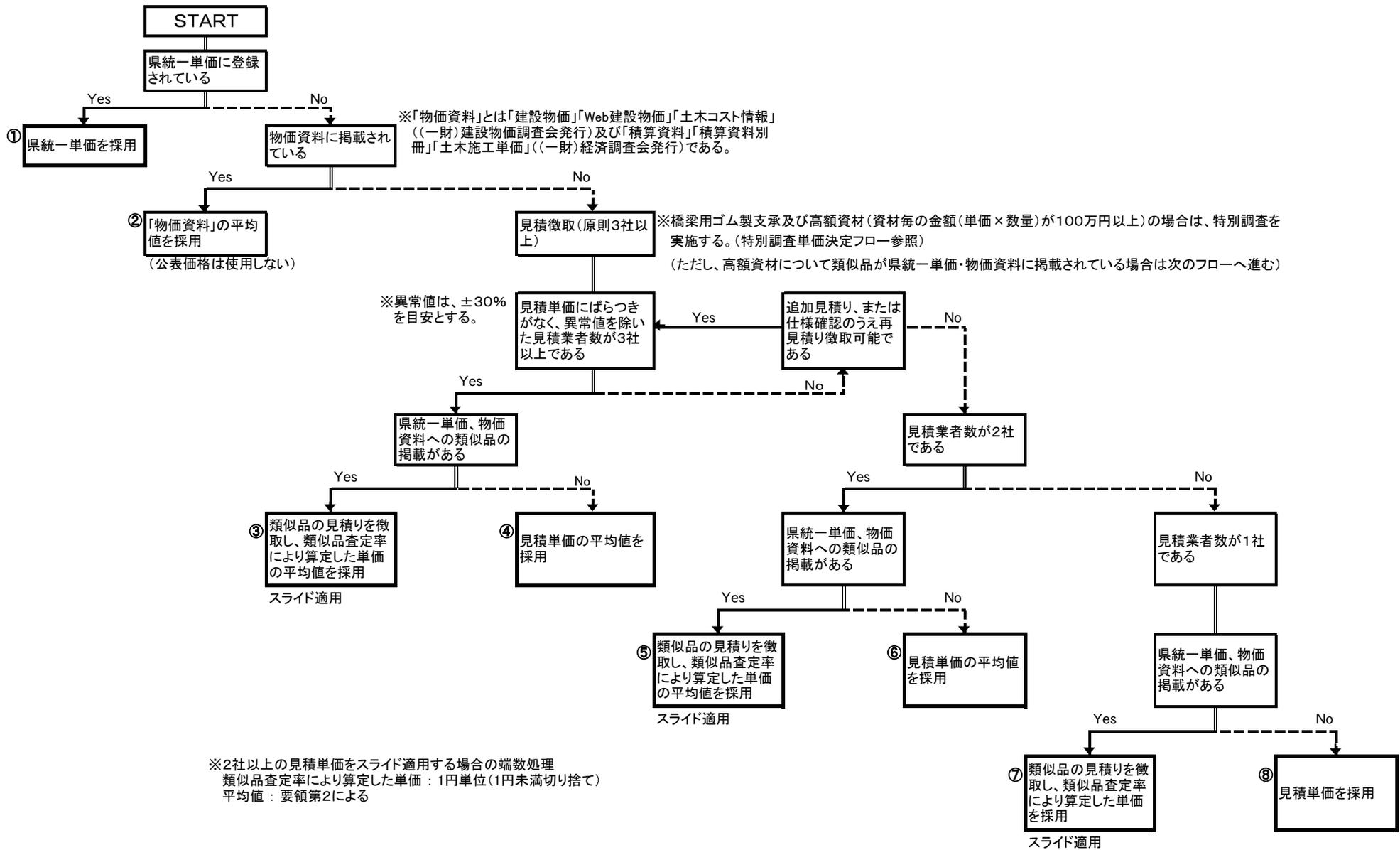
附則 この運用は令和3年8月1日から適用する。

附則 この運用は令和5年5月1日から適用する。

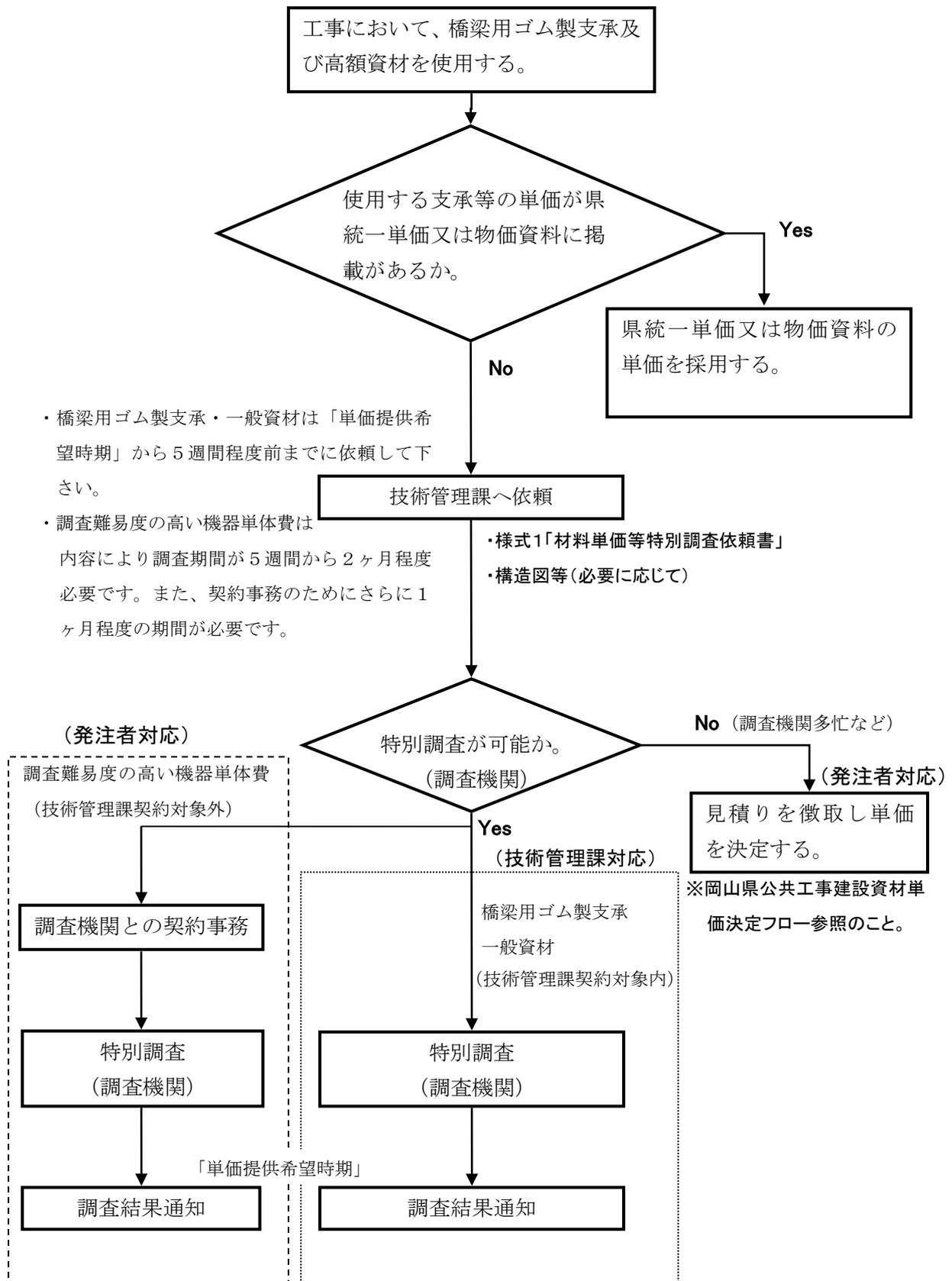
附則 この運用は令和6年11月1日から適用する。

附則 この運用は令和7年1月10日から適用する。

岡山県公共工事建設資材単価決定フロー



特別調査単価決定フロー



※ 4月、5月に発注を予定している工事については、技術管理課担当者へ別途協議願います。

※ 依頼漏れの品目がある場合は技術管理課へ、仕様の変更、単価提供希望時期が変更になる場合は調査機関へ、それぞれ速やかに連絡してください。